

認知症の人の日常生活・社会生活における 意思決定支援ガイドライン

〔組み込み型研修〕

医療職研修 編

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及や活用実態および事前の意思表示のあり方に関する調査研究事業

医療職研修編 2

認知症の人の意思決定支援の必要性・重要性

認知機能障害により意思決定が難しい場合がある

記憶障害 : 必要な情報の記憶が難しい

実行機能障害 : 見通しがたてづらい

複雑性注意の障害 : 集中が難しい

言語障害 : 言葉の理解が難しくなる

社会的認知 : 表情や場の雰囲気がかみにくい

- ◎ 一人一人が自分で意思を形成し、それを表明でき、その意思が尊重され、日常生活・社会生活を決めていくことが重要
- ◎ このことは**認知症の人についても同様**

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及や活用実態および事前の意思表示のあり方に関する調査研究事業

研修全体像と組み込み型研修の目的

- ◎ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン研修
 - 【独立実施型】：講義やグループワークで構成(3時間程度)
 - 【組み込み型】：他の研修に提供される15分程度の動画研修
- ◎ 「組み込み型」研修は、医療・介護の専門職向け研修※での受講から、「独立実施型」研修の受講につなぐ位置づけ
 - ※認知症対応力向上研修、認知症介護実践者研修 等
- ◎ 組み込み型研修は、ガイドラインの趣旨や概要を紹介することが主な目的で、「ガイダンス」⇒「本人の声」⇒「ガイドライン概要」で構成

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及や活用実態および事前の意思表示のあり方に関する調査研究事業

医療従事者にとっての意思決定支援

- ◎ 医療従事者は、本人の日常生活・社会生活における重要な決定場面で関与することが多い
- ◎ 本人の意思がつかみにくい場面がある
 - … 本人の意思が固い・変わりやすい など
- ◎ 認知機能障害の有無や軽重にかかわらず、本人の意向(真意)を把握し、意向に沿った支援をすることが望まれる

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及や活用実態および事前の意思表示のあり方に関する調査研究事業

【動画】「認知症のご本人の声から」 の視聴にあたって ～ 動画視聴のポイント ～

- * 認知症があったとしても、自分で考え、決めることができる。
(意思決定領域におけるノーマライゼーション)
- * 意思決定は、まず本人の意向・想いを聞くところから始まる。
- * 認知症の人が意思決定する上で、もの忘れ以外にも支援を要する点がある

本人の意向を尊重するのは、認知症の症状の程度に依らない

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及や活用実態および事前の意思表示のあり方に関する調査研究事業

医療従事者にとっての意思決定支援

- ◎ 医療従事者は、本人の日常生活・社会生活における重要な決定場面で関与することが多い
- ◎ 本人の意思がつかみにくい場面がある
… 本人の意思が固い・変わりやすい など
- ◎ 認知機能障害の有無や軽重にかかわらず、本人の意向(真意)を把握し、意向に沿った支援をすることが望まれる

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及や活用実態および事前の意思表示のあり方に関する調査研究事業

ガイドラインが目指すもの

- ・日常生活や社会生活等において、**認知症の人※の意思が適切に反映された生活が送れること**を目指す
- ・認知症の人の意思決定に関わる人が、**認知症の人の意思をできるかぎり丁寧にくみ取るため**に、認知症の人の意思決定を支援する標準的なプロセスや留意点を記載

※本ガイドラインでは、認知症と診断された場合に限らず、認知機能の低下が疑われ、意思決定能力が不十分な人を含みます。

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及や活用実態および事前の意思表示のあり方に関する調査研究事業

日常生活・社会生活とは

【日常生活】

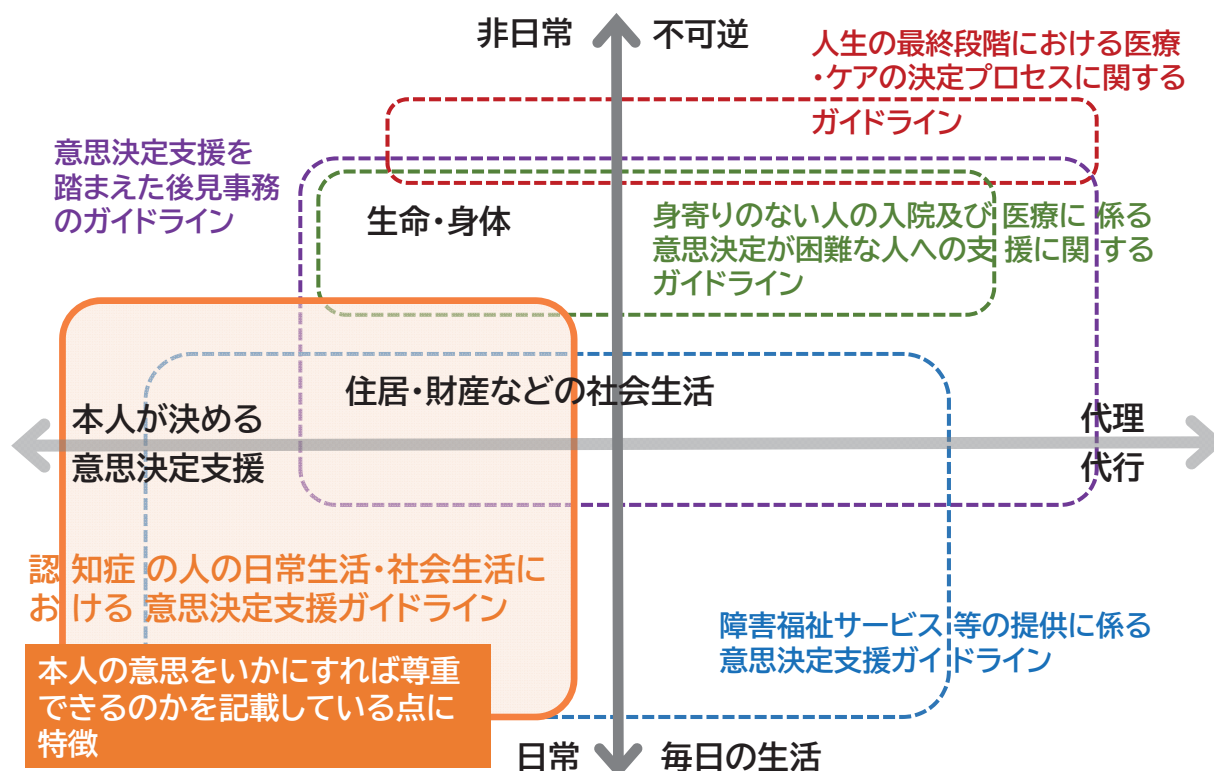
- ▶ 食事、入浴、被服の好み、外出、排泄、整容 など
- ▶ 日常提供されたプログラムへの参加を決める場合 など
 - ➔ 生活史や価値観が強く反映される
 - ➔ 過ごしてきた生活が確保されることを尊重

【社会生活】

- ▶ 住まいの場の移動、一人暮らしを選ぶ
- ▶ ケアサービスを選ぶ
- ▶ 自己の財産の処分
 - ➔ 本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生じる場合

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及や活用実態および事前の意思表示のあり方に関する調査研究事業

ガイドラインの対象領域（概念図）



令和2年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及や活用実態および事前の意思表示のあり方に関する調査研究事業

ガイドラインの構成(目次)

I はじめに

- 1 ガイドライン策定の背景
- 2 ガイドラインの趣旨

II 基本的考え方

III 認知症の人の特性を踏まえた意思決定支援の基本原則

- 1 本人の意思の尊重
- 2 本人の意思決定能力への配慮
- 3 チームによる早期からの継続的支援

IV 意思決定支援のプロセス

- 1 意思決定支援の人的・物的環境の整備
- 2 適切な意思決定プロセスの確保
- 3 意思決定支援プロセスにおける家族
- 4 日常生活や社会生活における意思決定支援
- 5 意思決定支援チームと会議(話し合い)

V 認知症への理解とガイドラインの普及と改訂

VI 事例に基づく意思決定支援のポイント

① 認知症の人の意思決定支援をする上での基本的な約束事(ルール)を書いたところ

② 意思決定支援を実践する際の手引き(ヒント)となるところ

③ ケースに沿った重要事項の解説

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及や活用実態および事前の意思表示のあり方に関する調査研究事業

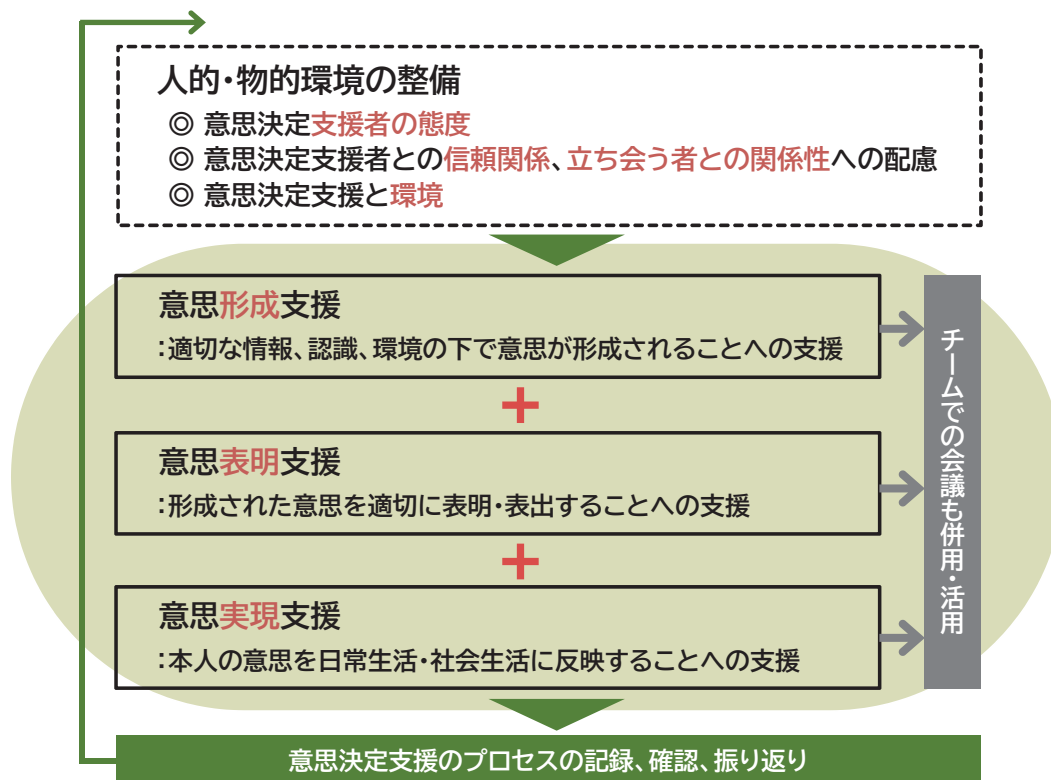
支援の基本原則

- ① 本人の意思の尊重
- ② 本人の意思決定能力への配慮
- ③ チームによる早期からの継続的支援

意思決定能力は本人の個別能力だけではなく、支援者の支援力によって変化する

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及や活用実態および事前の意思表示のあり方に関する調査研究事業

意思決定支援のプロセス



令和2年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及や活用実態および事前の意思表示のあり方に関する調査研究事業

環境の整備

- ◎本人の慣れた場所
- ◎初めての場所や慣れない場所で支援する場合
→ 安心できる環境となるように配慮
時間をかけた支援
- ◎大勢で囲まない（圧倒されてしまう）
- ◎集中できる時間帯（疲れている時を避ける、など）
- ◎専門職は、プロセスを記録し、適切に支援がなされたかどうかを確認・検証するために振り返る

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及や活用実態および事前の意思表示のあり方に関する調査研究事業

① 意思形成支援

適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援

- ◎ 確認のポイント
 - ・ 意思を形成するのに必要な情報が説明されているか
 - ・ 理解できるよう、わかりやすい言葉や文字にして説明されているか
 - ・ 理解できるよう、ゆっくりと説明されているか
 - ・ 理解している事実の認識に誤りはないか
 - ・ 自発的に意思を形成するうえで障害となる環境はないか

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及や活用実態および事前の意思表示のあり方に関する調査研究事業

② 意思表示支援

形成された意思を適切に表明・表出することへの支援

- ◎ 環境の調整
- ◎ 焦らせない
- ◎ わかりやすい選択肢の提示
- ◎ その都度の確認

〔重要な意思決定の場合〕

- ➔ 時間をおいて確認する
- ➔ 複数の支援者で確認する

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及や活用実態および事前の意思表示のあり方に関する調査研究事業

③ 意思実現支援

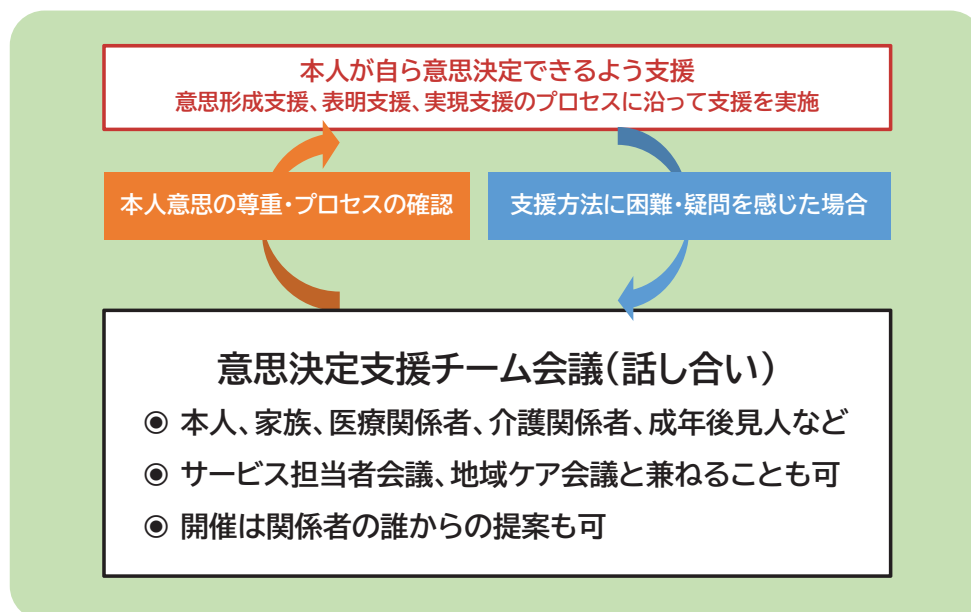
本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

- ◎ 本人の能力を最大限活用して、日常生活・社会生活に反映
- ◎ 意思決定支援チームが多職種で協働して反映

※他者からみて合理的かどうかを問うものではない

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及や活用実態および事前の意思表示のあり方に関する調査研究事業

意思決定支援チームと意思決定支援会議



令和2年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及や活用実態および事前の意思表示のあり方に関する調査研究事業

組み込み型研修 受講(視聴)後に

▶ 認知症の人であっても、その能力を最大限活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができる社会を実現することが重要

▶ 支援を提供する上で、

- ① 本人の意思の尊重
- ② 本人の意思決定能力への配慮と、
能力に応じた適切な支援
- ③ チームによるプロセスを踏まえた支援

そのため、ガイドラインを策定し、支援のプロセスを提示

➔ ぜひ 独立実施型研修の受講へ

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及や活用実態および事前の意思表示のあり方に関する調査研究事業

ガイドライン 読み方と活かし方

ガイドラインの補助説明・実践事例などを掲載
下記のURLやQRコードから閲覧・ダウンロードできます



目次

- 1 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの読み方
 - ① 意思決定支援ガイドラインとは
 - ① ガイドラインの目的とところ、構成
 - ② 他のガイドラインとの関係
 - ② 意思決定支援のプロセス
 - ① 基本的な支援の流れ
 - ▶▶ 支援環境の整備について
 - ▶▶ 意思決定支援の3要素について
 - ② チームによる支援
 - ③ 支援記録の役割とは
- 2 支援経路を通じた意思決定支援ガイドラインの活かし方
 - ① 事例① 日常生活の中で本人の意思決定を尊重する事例
 - ② 事例② 社会生活に関わる意思決定をチームで支援する事例

意思決定支援の3要素について

次に、適切な意思決定のプロセスの確保、つまり、意思決定支援の本体部分です。これは、大きく3要素に分かれますので、それぞれのポイントを確認していきます。

まずは、本人が意思を形成することの支援（意思形成支援）です

本人が意思を形成するのに必要な情報が提供されていますか。
 本人が理解できるように、分かりやすい言葉や文字にして、ゆっくりと説明されていますか。
 本人が理解している言葉に限りがないですか。
 説明した内容を忘れてしまうこともあるので、紙、丁字に印刷していませんか。
 本人が何を望むかを、オープンな形で尋ねていますか。
 選択肢を示すとき、可能な限り複数の選択肢を示し、比較のポイントや重要なポイントが何かをわかりやすく示していますか。
 言葉だけでなく、文字にして確認できるようにし、目や手を促して確認していますか。
 本人が理解しているという反応でも、実際は理解できていない場合があるので、本人の様子を見ながら確認していますか。

次に、本人が意思を表明することの支援（意思表明支援）です

本人と意思表明がコミュニケーションを取っていますか。誤解を招く恐れ、本人を驚かせていませんか。

本人の表明した意思は、持病の経過や本人が置かれた状況によって変わることがあります。事前に示された意思にこだわらず、その意思を確認していますか。
 重要な意思決定の際は、確認された意思を、詳細を明記して確認していますか。
 本人の表明した意思が、本人の生活歴や価値観等から見て整合性がとれない場合や、表明した意思に違いがあると考えられる場合は、本人の意思を形成するプロセスを振り返り、改めて、本人の意思を確認していますか。

そして、本人が意思を実現するための支援（意思実現支援）です

適切な形成と、表明された本人の意思を、本人の能力を最大限活用した上で、日常生活・社会生活に反映させていきますか。（意思決定支援チームが、多職種で協働して、利用可能な社会資源等を用いて、反映させていきますか。）
 本人の意思が合理的でないときでもその意思の実現を支援すべきことを理解していますか。（同時に、本人の意思を実現することが、傷害を及ぼす場合や本人にとって見過ごすことができない重大な影響がある場合は、その限りでないことを理解していますか。）
 本人が実際の経験をする（例えば、ショートステイ体験利用）と、本人の意思が変わることもあります。本人にとって無難でない経験を促すことも有効な場合があることを理解していますか。

この図表は、意思決定支援のプロセスを「人的・物的 環境の整備」の下で「意思形成支援」「意思表明支援」「意思実現支援」の3段階に分けて示しています。また、「本人の意思の日常生活・社会生活への反映の支援」として「意思決定支援のプロセス」の「記録、確認、振り返り」が示されています。

読み方と活かし方 http://ham-ken.com/wp/?page_id=1340

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及や活用実態および事前の意思表示のあり方に関する調査研究事業